

2020年度

生協福祉活動保険

普通傷害保険(行事参加者の傷害補償特約)、賠償責任保険(施設所有(管理)者特別約款、保管物特別約款、生産物特別約款)

生協福祉活動保険は、「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」・「お食事会・配食サービス活動」・「子育て支援活動」・「各種ボランティア活動」の事務局等に登録された援助活動を行う組合員の方々の活動中の事故(傷害事故・賠償責任事故)を補償する制度です。

* [行事保険]では上記の活動中の事故については補償されません。

保険契約者	日本生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。
本制度に加入できる方	日本生活協同組合連合会の会員生協および会員生活協同組合連合会
保 險 期 間	2020年7月1日から 1年間 ※ 中途での加入も可能です。

生協福祉活動保険のうち見舞金制度部分には、団体割引 20%(※1)と優良割引 15%(※2)が適用されています。

(※1)団体割引は、見舞金制度の保険料算出に使用した平均人数(のべ行事参加者数を行事開催日数で除したもの)により決定しています。今年度の平均人数が 3,000 名に達しなかった場合、保険料が変更となります。

(※2)優良割引は、保険金の支払状況により変更になることがあります。

本制度で対象となる活動

生協が事務局等となっている「くらしの助け合い活動」・「おたがいさま活動」などの組合員活動
(宿泊を伴う活動は対象となりません。)

[対象となる活動の主な例]

くらしの助け合い活動、お食事会・配食サービス活動、ボランティア活動(福祉ボランティア活動、福祉ボランティア活動以外で現在実施している活動、および今後実施予定のボランティア活動が対象となります。)
※行事保険パンフレットの「日帰り行事の種類 一覧表」(P10~)に記載の「日帰り行事②」と「日帰り行事③」およびP14の「対象とならない行事」は、本制度の対象とはなりません。
※NPO法人等と共に開催している活動や生協が事業として行っている活動は本制度では対象となりません。

補償の対象者

生協の事務局等に登録されているすべての組合員(活動日が把握できること)が対象となります。
なお、賠償事故補償制度においては、事務局等としての生協が、組合活動中の事故により被援助者等の他人に
対して法律上の賠償責任を負った場合も対象となります。
※ 預り物賠償については生協のみが補償の対象者になります。



目次

制度の概要	P1
保険金のお支払いについて	P2
補償のタイプと保険料	P6
事故がおきたときは	P8

制度の概要

1. 本制度のしくみ

本制度は、(1)見舞金制度(ケガの補償制度)と(2)賠償事故補償制度から構成されています。

(1)見舞金制度(ケガの補償制度)

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中および活動場所と自宅との往復途上において、偶然な事故によりケガをされたり、亡くなられた場合に補償します。(病気は補償の対象となりません。)

(2)賠償事故補償制度

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

(この保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任も補償の対象となります。)

2. こんなとき保険金をお支払いします

次のような事故がこの保険の補償の対象となります。

<見舞金制度(ケガの補償制度)>

- 訪問先で活動中に、階段を踏み外して足を骨折した。
- 訪問先で調理中、包丁で指を切ってしまった。
- 訪問先で調理中、誤ってヤケドをしてしまった。
- 自転車で活動先へ行く途中、車と接触して転倒し右腕を打撲した。
- 活動終了後の帰宅中に自転車で転倒し、足を捻挫した。



…など

<賠償事故補償制度>

- 活動中、お年寄りを車椅子に乗せる際に不注意で転ばせてしまい、骨折させてしまった。
- 訪問活動中、掃除機の先がふすまに当たり、利用者宅のふすまを壊した。
- くらしの助け合い活動中、預かった財布(現金)が盗まれた。
- お食事会・配食サービス活動中に提供した食事が原因で食中毒が発生した。
- 助け合い活動で利用組合員宅の庭の草を刈っていたところ、小石を飛ばしてしまいガラスを割ってしまった。
- 自転車で利用組合員宅へ行く途中、歩行者と接触して骨折させてしまった。
- おたがいさま応援で犬を散歩させていたところリードを離してしまい、通行人にかみつき負傷させた。

…など

*活動中であっても、お車による賠償事故は、この保険の補償の対象なりません。

ただし、活動中に組合員がケガをされた場合、ケガのみ補償制度の対象となります。

保険金のお支払いについて

1. 見舞金制度（ケガの補償制度）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	被保険者(*1)が組合員活動中の急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・自動車または原動機付自転車の無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失等によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(*4) ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(*5)
後遺障害 保険金	被保険者(*1)が組合員活動中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ、合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院 保険金	被保険者(*1)が組合員活動中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
傷害 手術 保険金	被保険者(*1)が組合員活動中の事故によりケガ(*2)をされ、その治療のため事故の日から180日以内に病院または診療所において手術(*3)を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含まれん。)、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※医学的他覚所見とは理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
通院 保険金	被保険者(*1)が組合員活動中の事故によりケガ(*2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。	通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。<90日限度> (注1)事故の日からその日を含めて、180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金をお支払いできません。 (注2)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払できません。 (注3)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(*6)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(*7)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	など

(* 1) 被保険者(保険の補償を受けられる方)とは、生協主催の行事や運営にかかる諸活動に参加している方のうち、事前に参加登録を行っている方となります。

(* 2) 「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(* 3) 対象となる手術は以下の①・②とします。

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

② 先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

(* 4) 天災補償特約を付帯した場合、補償の対象となります。

(* 5) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは補償の対象となります。

(* 6) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の 3 大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款記載の部位をいいます。

(* 7) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定できるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

【急激かつ偶然な外来の事故とは】

下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突然に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾患などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

保険金は、生命保険、健康保険、労災保険、自賠責保険などの給付とは関係なくお支払いします。

2. 賠償事故補償制度

《保険金をお支払いする場合》

生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。

また、生協福祉活動保険では提供した飲食物等に起因する賠償責任も対象となります。(生産物賠償責任保険)

預り物賠償については、生協のみが補償の対象者になります。

《お支払いする保険金》

保 险 金 の 種 類		支 払 方 法
損 害 賠 償 金	①損 害 賠 償 金 ・身体賠償の場合…逸失利益、治療費、入院費、休業補償費、慰謝料など ・財物賠償の場合および預かり物賠償の場合 …滅失については滅失時の時価、汚損、損傷については修理費（修理不能もしくは修理費が時価を超える場合は時価）など	被害者へ賠償債務を弁済したときに、自己負担額を超える部分について支払限度額を限度にお支払いします。
費 損 用 害	②損 害 防 止 費 用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる費用
	③応 急 手 当 等 費 用	損害防止費用を支出後に賠償責任が発生しなかったことが判明した場合に、応急手当、護送、診療、治療、看護、その他の緊急措置に要した費用および保険会社の書面による同意を得て支出した費用
	④争 訟 費 用	損害賠償に関する争訟について、訴訟、弁護士報酬、仲裁、和解、調停等に要した費用または権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
	⑤保 険 会 社 へ の 協 力 費 用	保険会社が直接被害者と折衝する場合に、被保険者が協力するに際して支出した費用
	⑥示 談 交 渉 費 用	被保険者が保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

- ※1 ①の保険金には判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。被保険者が被害者へ損害賠償金を支払うことによって、取得するものがあるときは、その価額を差し引いた額とします。
- ※2 ①の保険金請求権については被害者に先取特権があります。被害者に①の保険金が支払われた場合、②および③にてお支払いする金額は、支払限度額から被害者に支払われた保険金を差し引いた額を上限にお支払いします。
- ※3 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることあります。

《保険金をお支払いできない主な場合》

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注)の故意によって生じた賠償責任
(賠償責任保険共通)
(注)保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
 - 地震、噴火、洪水、津波などの天災に起因する賠償責任
(賠償責任保険共通)
 - 施設の修理、改造または取壊しなどの工事に起因する賠償責任
(専門業者が行う工事を指しており、日曜大工などは補償の対象となります。)
(施設所有(管理)者特別約款)
 - 航空機、昇降機、ロープウェイ、ケーブルカー、自動車または施設外における船、車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
(施設所有(管理)者特別約款)
 - 保管物の性質、欠陥またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する賠償責任
(保管物特別約款)
 - 生産物の性質または欠陥により、損壊したことに起因するその生産物自体に対する賠償責任
(生産物特別約款)
-など

補償のタイプと保険料

補償項目		補償タイプ			
【見舞金制度】		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	自由設計
死亡・後遺障害		300万円	500万円	700万円	[]万円
入院保険金日額		1,500円	3,000円	4,500円	[]円
通院保険金日額		1,000円	2,000円	2,500円	[]円
【賠償事故補償制度】		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	[]タイプ
身体賠償 (自己負担額 1事故 1,000円)		1名 4,000万円 1事故 1億円	1名 8,000万円 1事故 2億円	1名 1億円 1事故 2億円	↑ 左記の A~Cの タイプから 選択します。
財物賠償 (自己負担額 1事故 1,000円)		1事故 1,000万円	1事故 1,000万円	1事故 1,000万円	
預かり物賠償 (自己負担額 1事故 1,000円) 現金や貴金属などの貴重品の損害については、1事故 10万円/保険期間中通算100万円が限度となります。		保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 500万円	保険期間中通算 1,000万円	
1名あたりの 保険料	天災なし	13.2円	20.3円	28.8円	[]円
	天災あり	16.2円	29.3円	39.8円	[]円

* 上表のべ活動人数1名あたりの保険料には、下記の賠償事故補償制度の保険料が含まれています。

Aタイプ: 1.2円 Bタイプ: 1.3円 Cタイプ: 1.8円

* 見舞金制度については、1名あたりの保険金額を表示しています。

* 賠償事故補償制度については、お支払いする保険金の限度額を表示しています。

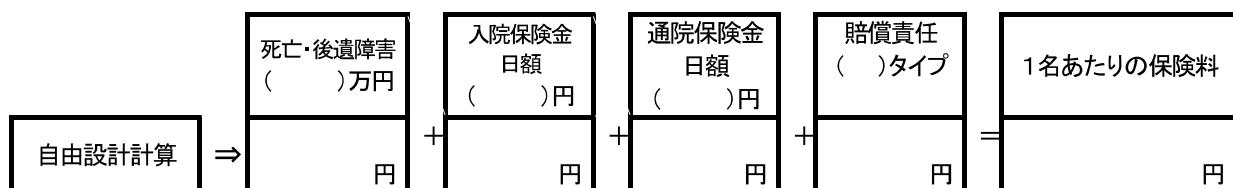
* 提供した飲食物等に起因する賠償責任については、1事故の限度額が保険期間中の限度額となります。

自由設計について

- 自由に設計できるのは、見舞金制度の補償金額です。
- 天災補償特約は補償ごとの個別付帯はできません。すべての補償に付帯するか付帯しないかで算出して下さい。
- 賠償事故補償制度の補償金額(支払限度額)については、A～Cタイプの補償金額の中から選択します。

次の算式に下表(保険料表)から保険料をあてはめ、1名あたりの保険料を算出します。

(補償金額は、入院保険金日額は死亡・後遺障害の1000分の3以内、通院保険金日額は入院保険金日額を下回る金額で決めてください。)



■保険料表(単位:円)

死亡・後遺障害		
保険金額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
200万円	4	7
300万円	7	10
350万円	8	12
400万円	9	13
500万円	11	17
800万円	18	26
1, 000万円	22	33
1, 500万円	33	50
2, 000万円	44	66

入院		
保険金日額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
2, 000円	4	4
2, 500円	5	6
3, 000円	5	7
4, 000円	7	9
4, 500円	8	10
5, 000円	9	11

通院		
保険金日額	保険料(円)	
天災補償	なし	あり
1, 000円	2	2
1, 500円	2	3
2, 000円	3	4
2, 500円	4	5
3, 000円	5	6

賠償責任	
タイプ	保険料(円)
A	1. 2
B	1. 3
C	1. 8

事故がおきたときは

事故がおきたとき(組合員から事故の連絡があった場合)は、すみやかに「生協福祉活動保険 事故通知(証明)書」を株式会社アイアンドアイサービスまで送付してください。事故対応のご相談とあわせて共栄火災海上保険株式会社より保険金請求に必要な書類をお送りします。

1. 見舞金制度にかかるケガ(傷害事故)の場合

保険金請求者はケガをされた方となります。ケガの治療が完了してから、必要書類を返送ください。なお、死亡事故の場合は死亡された方の法定相続人が保険金請求権者となります。

- ①**保険金請求書兼同意書**:ご請求者の住所、氏名、押印と保険金振込口座をご記入いただきます。
- ②**事故状況報告書**:おケガの日時、事故原因および状況等をご記入ください。
- ③**診断書(入院・通院申告書)**:医師の診断書が必要です。ただし、入院・通院で保険金請求額が10万円以下で、かつ入院を伴う手術をされていない場合は「入院・通院申告書」に代えることができます。
後遺障害の場合:上記のほか、後遺障害の程度を証明する医師の診断書が必要となります。
- ④**死亡事故の場合**:上記のほか、死亡診断書または死体検査書が必要となります。
- ⑤**その他保険会社が必要とする書類**:死亡事故の場合は法定相続人を確認する書類や法定相続人の委任状・印鑑証明書など

【ご注意いただきたいこと—傷害事故1】

入院・通院等の保険金お支払い要件は、以下のとおりとなります。

- (1) **入院保険金**
自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- (2) **通院保険金**
病院または診療所に通い、または往診により、治療を受けること

※1 医師とは、医師法に定める医師をいいます。(ケガをされた方が医師の場合は、本人以外の医師をいいます。)

※2 あんま、はり、灸、マッサージ、カイロプラクティック等の施術については、医師の指示により施術を受けたものに限り、支払の対象とする場合があります。施術を受けた場合は、医師の指示であることを証明する指示書が必要となります。

【ご注意いただきたいこと—傷害事故2】

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金の支払対象とはなりません。)

2. 賠償事故補償制度の場合(賠償事故)

保険金請求者は生協および組合員となります。被害者との示談交渉が終了してから、必要書類をご返送ください。
(対物事故の場合、壊れた物の写真をお撮りください。)

- ①**保険金請求書兼同意書**
- ②**事故原因・事故状況を立証する書類**
- ③**示談書・賠償申告書**(賠償事故における保険金請求額が10万円以下の場合「賠償申告書」に代えることができます。)
- ④**その他保険会社が必要とする書類(損害写真、損害額立証書類等)**

* 賠償責任事故が起きた場合、示談額などについては事前に共栄火災と相談する必要がありますので、必ず指示を受けてください。現場および事故状況(被害物など)の写真撮影、先方(被害者)との話し合い、示談書(保険会社所定用紙)の作成など事故の際の対応については遠慮なくご相談ください。事前にご連絡をいただけない場合には示談額の全額を保険金でお支払いできない場合がありますので十分にご注意ください。

(ア)事故の原因を正しく確認してください。

(イ)書面による示談以前の口頭での賠償の約束をしないでご相談ください。事故の内容から相手に賠償すべき金額を正しく確定させる以前の「全額弁償する」、「〇万円払います」などの口約束は禁物です。保険でお支払いできるのは法律上の損害賠償責任を負うべきとされる金額です。

先取特権

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

■この保険契約は下記の保険会社による共同保険契約であり、引受幹事保険会社である共栄火災が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

■このパンフレットは制度の概要を説明したものです。詳しくは取扱幹事代理店株式会社アイアンドアイサービスまでご照会ください。

■保険料のお支払い方法は、「一時払」となります。2020年7月1日を保険始期日とするお申込みの締切日は、2020年5月29日となりますので、加入依頼書を2020年5月29日までに株式会社アイアンドアイサービスにご送付ください。また、中途加入につきましては、株式会社アイアンドアイサービスにお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

●取扱幹事代理店 株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13 コープ共済プラザ
Tel.03-6836-1330 / Fax.03-6836-1333

●引受幹事保険会社 共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課
〒105-8604 東京都港区新橋 1-18-6
Tel. 03-3504-2898 / Fax. 03-3504-2948

<引受保険会社および引受割合>

共栄火災海上保険株式会社	80%
東京海上日動火災保険株式会社	10%
損害保険ジャパン株式会社	5%
三井住友海上火災保険株式会社	5%

承認番号 A20-0184-20210630

重要事項説明書

生協福祉活動保険
普通傷害保険、賠償責任保険

- この書面では、生協福祉活動保険（「行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険および施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。

- この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットをご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1. ご加入前におけるご確認事項

(1) 生協福祉活動保険の仕組み

この保険契約は、日本生活協同組合連合会（以下「日本生活連」といいます。）を保険契約者、日本生活連の会員生協を加入対象団体（以下「会員生協」といいます。）、引受保険会社を共栄火災海上保険株式会社とする保険契約です。日本生活連が加入対象団体からの加入希望や保険料を取りまとめ、保険料は一括して共栄火災に払い込みます。

(2) 商品の仕組み 契約概要

この保険契約は、会員生協が事務局となっている「くらしの助け合い運動」などの組合員活動中のケガや賠償事故の保障を行います。

①見舞金制度（ケガの保障制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が、援助活動中（行事に参加中）^(※)に生じた急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたときに保険金をお支払いします。

(※) 行事に参加するため所定の場所に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。

＜往復途上のケガ＞

行事開催前に日帰り行事の参加者が確定し、名簿などの客観的資料を備え付けている場合は、行事参加者の自宅から集合場所までと解散地から自宅までの往復途上のケガについても保険金をお支払いします。

②賠償事故制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員が、援助活動中の事故により被援助者等の他人に対して損害を与えた場合、援助活動を行う組合員または事務局等としての会員生協が法律上の賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金をお支払いします。

(3) 被保険者の範囲 契約概要

①見舞金制度（ケガの保障制度） [行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険]

会員生協の事務局等に登録された援助活動を行う組合員（行事の参加者）全員^(※)。

(※) 活動日が把握できることが必要です。

②賠償事故制度 [施設所有（管理）者特別約款・保管物特別約款・生産物特別約款付帯賠償責任保険]

会員生協

(4) 基本となる保障内容 契約概要 注意喚起情報

基本となる保障内容はパンフレットの「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない主な場合」でご確認ください。

(5) 保障重複に関するご注意

賠償責任補償保険は、保障内容が同様のご契約（共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認ください。

＜保障が重複する可能性のある特約（保障）＞

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保障の例
賠償責任補償保険	他の保険会社の賠償責任保険

(6) 保険金額の設定等 契約概要

保険金額はパンフレットの保険金額表の中から選択してください。見舞金制度（ケガの保障制度）は、一行事ごとにその行事者全員に対して同一の保険金額設定となります。（参加者をグループ化してグループ毎に異なる保険金額を設定することはできません。）

(7) 保険期間の設定（保障の開始・終了時期）

契約概要

注意喚起情報

保険期間は、原則として1年です。保険期間の中途中で加入する場合は、ご加入日から保険終了日までとなります。

※この保険で保障されるのは、実際に援助活動を行っている日のみとなります。

(8) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、保険金額、延べ参加人数・活動人数によって決定されます。具体的にはパンフレットでご確認ください。

(9) 保険料の払込方法等

契約概要

注意喚起情報

保険料は一括払いです。

(10) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2. ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務（加入依頼書の記載上の注意事項）

注意喚起情報

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

普通傷害保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
賠償責任保険	同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

保険期間1年を超える保険契約では、お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、この保険は、日本生協連を保険契約者とする保険期間1年の契約となっているため、クーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3. ご加入後におけるご確認事項

(1) 解約・解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意いただく事項

○解約に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○お申し出の時期により、保険期間のうち未経過の期間がないことから返れい金がない場合があります。

(2) 被保険者からの解約

注意喚起情報

普通傷害保険では、一定の要件に合致する場合、被保険者が会員生協に保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4. その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・各種サービスのご案内のため utilizar することができます（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することができます。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。<https://www.kyoeikasai.co.jp/>

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること（行事参加者の傷害補償特約付帯普通傷害保険のみ）
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できることや、保障内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、共栄火災営業店または取扱代理店までご連絡ください。

【取扱代理店】アイアンドアイサービス

TEL 03-6836-1330

【受付時間】 平日 午前9:00～午後5:00

【共栄火災担当営業店】 団体組織開発部 営業課

TEL 03-3504-2898

【受付時間】 平日 午前9:00 午後5:00

もしも事故が起きたら・・・

すみやかに共栄火災営業店、取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077 [通話料無料]

■指定紛争解決機関

注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行なうことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル・通話料有料]

【受付時間】 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

ご加入内容の確認事項

～ お申込みいただく前にご確認いただきたい事項 ～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たしたこと、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. この保険はお客さまのご意向を推定（把握）のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）・特約の内容
 - 保険金額
 - 保険期間
 - 保険料・払込方法
 - 被保険者の範囲
2. 加入依頼書に記載された事項に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

お申込みいただいた後には…

●代理請求制度について

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、被保険者の方に被保険者のご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただくようご案内くださいますようお願いします。